

【論説】

「平和時における軍隊構成員による性的暴力 をいかに考えるかー沖縄の視点からー」

高 良 沙 哉

- 1 はじめに
- 2 被害女性たちの苦難の背景
- 3 強姦罪と自己決定権
- 4 軍隊の構造的暴力としての強姦
- 5 おわりに

1. はじめに

1945年3月26日の慶良間列島への米軍上陸、それに次ぐ同年4月1日の米軍の沖縄本島上陸以降、米軍構成員による沖縄の女性や少女に対する強姦などの性的暴力が繰り返し発生し、多くの沖縄の「女たち」がその被害を被ってきた¹。

「行政の責任者として少女の尊厳を守れなかったことを謝りたい」。これは、1995年10月20日に沖縄県宜野湾市真志喜で行われた、米軍基地に抗議する県民総決起大会における大田昌秀沖縄県知事（当時）の言葉である²。この言葉は、県民総決起大会開催の契機となった事件の被害者、すなわち3名の米軍構成員が引き起こした強姦事件の被害者となった、小学生の少女へ向けられたものであった（同年9月4日発生）。

ここにおける「尊厳」は、通常用いられる場合の「尊く、おごそかで侵しがたい」こと³といった意味内容を単に表すものではないと思われる。なぜならば、この県民総決起大会における大会決議では、米軍構成員によって、度々引き起こされる強姦などの凶悪犯罪について、「人間の尊厳と人権に対する意識が欠如」しているためだと指摘しており⁴、このことから、少女が加害米兵らによって傷つけられたのが、日本国憲法第13条において議論される、「人間の尊厳」を指していると考えられるからである。ただ、日本国憲法上、「人間の尊厳」という言葉を用いた規定はなく、「個人として尊重される」（憲法第13条前段）、または「個人の尊厳」（憲法第24条2項）と規定されている。そのため、日本国憲法における「個人の尊重」や「個人の尊厳」と、ボン基本法第1条に規定する「人間の尊厳」との関係、その意義の異同が議論されてきた⁵。

ここにおいて人間の尊厳に関する議論の詳細には触れない。性的暴力によって侵害される人権を、「個人の尊厳」を直接侵害したとするのではなく、憲法第13条において個人の尊重を基底として保障される幸福追求権の一部である「自己決定権」⁶が侵害されたとして、検討しようとするためである。前述の大田昌秀沖縄県知事（当時）が、少女へ向けて発した言葉は、少なくとも、女性や少女に対する性的暴力が、その「尊厳」を侵すものであるとして、憲法第13条において保護される権利を侵害したことへ目を向けさせた。沖縄において、米軍構成員による性的暴力は、憲法上保障される権利の侵害にあたりと明言されたのである。

この3名の米軍構成員による少女の「尊厳」を脅かす犯罪は、第二次大戦末期の米軍の沖縄上陸以降、沖縄の女性・少女たちに向けられてきた、米軍構成員らによる性的暴力の一部分である。そして、1995年9月の少女暴行事件以降も、県内において米軍構成員らによる強姦などの性的暴力事件は発生し続けている。現在も米軍基地と隣り合わせて生活している我々沖縄の女たちは、単に性別上「女」であるというだけで、延々と続いてきた軍隊による性的暴力の対象となる危険を常に抱えながら、生活しているのである。

この少女暴行事件を契機として、8万5千名を超える沖縄県民が一丸となって、米軍構成員らに対する綱紀粛正、被害者への謝罪および完全補償、日米地位協定の見直し、基地の整理縮小を求めた。その後、日米地位協定における、殺人、強姦などの凶悪犯罪の処理手続きについて、多少の運用改善がなされた。しかし米軍基地の現状は、本質的にはなんら改善されていない。

現在、沖縄は米軍再編の渦に巻き込まれている。日米両国はこの米軍再編において、海兵隊のグアム移転という多少の負担軽減策をちらつかせながら、普天間飛行場の県内移設に関わる、名護市キャンプ・シュワブ沖の海上滑走路建設や、嘉手納基地への地对空誘導弾パトリオットPAC-3の配備など、実質的には米軍基地の固定化・強化を図ろうとしている⁷。米軍構成員らによる少女暴行事件、それを契機とした県民総決起大会から、10年以上経過した現在も、基地は依然として沖縄に存在し、住民は常に基地に由来する危険と隣り合わせの生活を強いられている。

本稿は、米軍構成員らによる犯罪全般に焦点をあてるものではなく、特に、女性や少女に対する性的暴力による人権侵害に焦点を絞って考察するものである。

沖縄における、米軍構成員らによる女性や少女への性的暴力は、米軍の沖縄上陸後の3箇月間の地上戦からすでに始まっており⁸、これまで、生後9箇月の赤ん坊から70歳の女性まであらゆる年齢層の沖縄の女たちが、米軍構成員らによる性的暴力により⁹、暴力的にその「尊厳」を侵され、生命までも奪われてきた。

米軍構成員らによる女性や少女に対する性的犯罪は、殺人など他の事件と同様に、被疑者の起訴前身柄引き渡しといった日米地位協定の不平等性との関連で注目を集めるが、一方で女性の「性」を侵す罪として特有の問題を有している。すなわち、日本における性的犯罪の被害女性たちも、各国における被害女性たちも同様に、その者を脅かした犯罪が、名誉を侵すものと捉えられる強姦であったときに、被害者が「恥」かしい存在、「汚れた」存在とみなされるために、訴えることが困難な環境に追い込まれている¹⁰。そして、日本においては、女性に対する性的暴力が許されてきた、日本特有の性風土・性文化¹¹の下における問題がある。さらにそれに加えて、広大な米軍基地を抱える沖縄では、米軍構成員らによる女性や少女に対する性的暴力が、軍隊があるが故の犯罪であり、軍隊の構造的暴力ではないか、という側面もある。

本稿ではまず、男性の女性に対する犯罪である強姦罪について、被害女性はその被害を告発しにくい現状を分析し、女性に対する犯罪を他の犯罪と同様に積極的に糾弾することのできる社会的環境の必要性について論ずる。その上で、強姦罪が憲法上どのように把握されているのか、自己決定権（憲法第13条後段）の一つとして論ずる。さらに、性的暴力を軍隊の構造的暴力と考え、沖縄における米軍構成員らによる性的暴力の事例を挙げて検討する。それによって、沖縄における米軍構成員による女性や少女に対する性的暴力の根本原因が、国家の安全保障政策である米軍基地の受け入れにあるとして、基地受入地域の女性や少女が、常に軍隊によって「性」を侵害される危険性に

さらされていることを指摘する。軍隊による構造的暴力としての性犯罪を、憲法上の人権を犯すものとして、国家による解決、救済の可能性を探ることを目的として、以下に論ずる。

2. 被害女性たちの苦難の背景

(1) 他国の被害女性たち

日本において強姦事件は、「わずか一部しか事件化」しない、「告発できた1件の背後にある、沈黙した20件、30件いや50件こそが現実に即した把握」だとされる¹²。多くの強姦事件が起きたとしても、表に出て世間が認識し得るのは、ほんのわずかの事件だけである。これは、性的犯罪を告発しにくい環境が、被害女性たちを取り巻いているためである。

強姦にあった女性たちが告発の声を抑えざるを得ないのは、他国においても同様である。

例えば、韓国においては、性的暴力が女性の「純潔」と結びつけて考えられている。弱者が蹂躪される風土のために、人権を蹂躪された女性が非難され、「不純」という烙印を押されてしまう。そのため、被害女性たちは、自分の身に降りかかった性的暴力の痛みを抱えたまま、告発の声をあげることもできないのである¹³。韓国の被害女性の沈黙は、戦時下の日本の従軍慰安婦であった者たちが強いられた沈黙と関連している。

その他、アフガニスタン¹⁴、東ティモール¹⁵、インド・パキスタン¹⁶などで横行した、紛争下における兵士たちによる、女性・少女に対する性的暴力でも、強姦されることがその民族、家族の「恥」とされるために、被害に遭った女性や少女たちが、自殺に追い込まれたり、また家族などによって殺害された。また命を落とさなかったとしても、沈黙を強いられてきたのである。

(2) 日本における女性蔑視、男性中心の性風土

(a) 他国と日本との共通性

日本において強姦罪は、「告訴がなければ公訴を提起することができない」（刑法第180条1項）親告罪である。したがって、訴えを提起するか否かは、被害者の判断に委ねられる。しかし、日本の被害女性たちも上記の他国の状況と同様に、容易には告発の声を上げられない状況にある。

日本は、強姦されることにより、被害女性が「女性として人間としての価値を失ったと思わされる」、また強姦や売春行為により、「自己否定と『汚れている意識』、自分が『汚れた女』である」という意識を持たされるような社会的環境である。強姦されることによって、「汚れる」、「人間としての価値がなくなる」という発想には、上述の他国における状況との共通点を見出すことができる。女性の「性」に「純潔」を求め、それが侵害されることは、被害女性の人権が侵害されたということよりも、その社会、家族、本人の名誉に対する侵害であり、強姦されたことが「不純」であり「恥」であるという発想に展開する。訴えることによって、社会から「汚れた」女性だと烙印を押される社会では、被害女性たちは、自己の被った被害を告発することをためらわざるを得ない¹⁷。したがって、多くの性的暴力による被害があったとしても、世間が認識できる事件は、ごく一部なのである。

(b) 根底にある父権社会

このような社会は、「女性と男性を対等に見ない父権社会（＝家父長制）」であるといわれる¹⁸。

男女は平等ではなく、女性は常に男性よりも劣位にあり、男性に従属する社会である。このような社会では、女性の「性」は対象化され、売買される商品であったり（売買春）、暴力によって奪われる存在であったり（強姦）、戦時下においては性的奴隷にされたり（従軍慰安婦）する。また、戦時下における、兵士の戦利品としての強姦や、侵略にあたって敵の名譽を汚すための武器としての強姦に繋がっていくのである。

多くの国家において共通する、男性と女性との間の「支配と従属」、「優越と依存」の関係が、強姦などの女性の「性」が侵害される行為を生み¹⁹、そのような行為による被害者が訴えを提起できない状況を生んでいるといえる。

(c) 宗教に基づく日本の性風土²⁰

また、上記のような日本の偏見にみちた性風土には、宗教との関連があるという。

①仏教を受容する以前の日本の土着の宗教は、「性肯定」であり、「女性器に出産の靈力を想起し信仰していた類」のものであった。自己の生命を危険にさらして、新たな生命を生む女性の「性」が畏怖の対象となり、出産が「非日常的な忌避すべき行為」であるとされ、それが、出産や生理を「穢れ」とする観念へと繋がったとされる²¹。

この時点では、「性」は否定されてはいなかった。だが、その後の仏教の流入によって、「穢れの観念は不可視的な差別を創出し、性を貶める仏教の影響と相まって、複雑な性差別思想」へ転化したとされる²²。

②6世紀に日本に入ってきた仏教は、非常に「性を禁忌視し、禁欲主義」的なものであった。そこにおいては、女性は成仏することができない性であり、「女性は男性に変じて成仏する」とされた。これらの教義によって「性」は否定され、女性は差別の対象となっていく。女性差別の表れの一つとして、女人禁制の「结界」を作ることによって、宗教上女性を排除したことが挙げられる。

鎌倉仏教において、宗教上排除されてきた女性との性的な関係が、男性を中心とした思想によって修復されることとなる。親鸞の「女犯の夢告」である。女犯の夢告は、戒律で禁止されている女性との性交をなそうとしたときには、観音菩薩がその相手となり、戒律を破る女犯の罪を許すというものである。これは「女性を観音菩薩に仕立て、女犯の罪を許し救う」とするもので、「出家の掟を破った男性が『女』から『母』に変身する観音菩薩によって許される」という内容である²³。

この女犯の夢告によって、仏教において否定されていた「性」を肯定するとともに、性を侵害される側の女性は、「母」として性的欲求の受け皿となるという風に、「『母性』を内面化することが教化された」²⁴。このような女性像は、良妻賢母や軍国の母などの「自己滅私的」な女性像、「母性」イデオロギーの形成に繋がっている。現在にも繋がる、男性中心のセクシュアリティと、それを受け入れる女性像である。

このような男性中心のセクシュアリティ観は、「遊女」にも観音菩薩を重ね、遊女を「廃れ人」としながらも、遊女と性的関係を結ぶことによって、慰められてきた。これは、女性の「性」を買うことを、容易に正当化する文化だといえる。

このような宗教的基礎を有する日本は、女性性を蔑視した、男性中心のセクシュアリティ観を形成することによって、「女性を犯して男が許され」、「天皇から与えられた女性（従軍慰安婦）を暴力的に犯しても、何の罪悪感もなく、『極楽』に酔いしれるような」社会であるされる。このよ

うにして、「女性の性を犯すことにより慰められるという錯綜した性風土が許されてきた」²⁵。

日本における女性性の差別の思想は、このような土着の風土に基づいて、現在に至っている。女性を蔑視しつつも女性の「性」を犯すことが許される、男性に都合の良い性文化である。そのため、戦時において慰安婦の存在が正当化された歴史があり、現在も女性性を金銭で買うことは、男性の恥にはならない。その一方で、貶められた存在である女性は、性を侵害されることによって、汚れた恥ずべき存在であるとして自己を否定していく。

このような日本の性風土、性文化が、男性による性的暴力を受けた被害女性の、訴えの声を封印してしまう。このような社会では、女性の性を侵害することが、正当化されやすい上に、女性は差別の対象であるため、その法的救済が軽視されることが考えられる。

3. 強姦罪と自己決定権

(1) 性的自己決定権

既述のような女性をとりまく社会環境において、女性は性的暴力の対象になりやすく、それにもかかわらず、訴えを提起することは困難である。性的暴力の被害にあった女性たちに、「恥」や「汚れた女」といった評価を付与する社会では、男性が女性に対して加害行為を行った場合、それを適切に処罰するという事よりも、被害女性を貶め、女性の「落ち度」を探するような誤った方向に目が向けられてしまう。女性に対する性的暴力が犯罪であり、非難されるべきは加害者であるということを明確にするために、従来の「名誉」が侵害された、「性風俗」²⁶が乱されたという見方ではなく、女性の「性」が侵されてはならない人権である点を強調する必要があると考える。

憲法においては、性的自由は「自己決定権」として議論される²⁷。

自己決定権は、「個人の人格的生存にかかわる重要な私的事柄を公権力の介入・干渉なしに各自が自律的に決定できる権利」²⁸、または、簡潔に「自分で自分の私生活上のことを決める権利」²⁹などと定義されている。

自己決定権は、憲法第13条で保障されるが、明文で規定されていない。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定した、憲法第13条後段の幸福追求権に基づき保障される「新しい人権」の一つである³⁰。

憲法は第14条以下において、具体的に各種の人権を規定している。しかし、第14条以下の人権に限定されるという意味ではなく、「社会の変革にともない、『自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由』として保障するに値すると考えられる法的利益は『新しい人権』として、憲法上保障される人権の一つ」と解されている³¹。この「新しい人権」の根拠規定が、憲法第13条後段の幸福追求権であり、この規定によって「基礎づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利」であると解されている³²。

自己決定権として主張されるものは、①妊娠や中絶、避妊、断種など、「家族のあり方を決める自由」、②髪型、服装など「ライフスタイルを決める自由」、③安楽死・尊厳死という「生命の処分を決める自由」や医療行為の拒否³³などである。

本稿は、性的暴力に関するものであり、性行為をするか否かに関する自由は、上記の分類では、①の「家族のあり方を決める自由」に該当すると考える。夫婦間において、性行為をするか否かは

「家族のあり方を決定する自由」に関連する。そして、配偶者などのパートナーのいない者についても、性行為は妊娠、出産の可能性を含む行為であり、家族のあり方を決定するものと考え³¹。

(2) 性的自己決定権と強姦

(a) 強姦罪について

本稿は、刑法上の強姦罪規定についての詳細をみることを目的としていないため、強姦罪規定については必要な範囲で触れる。

刑法において強姦罪は、「暴力又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も同様とする」（刑法第177条）と規定されている。強姦は、「女子」に対し、男性が暴力または脅迫を用いて姦淫した場合であり、条文上被害者は常に女性であり、加害者は常に男性である。この罪を犯した男性に科せられる罰は「三年以上の有期懲役」であり、「五年以上の有期懲役」を規定した刑法第236条1項の強盗罪に比べて軽い。どの程度の刑罰が強姦罪には妥当であるのか、ここでは議論するものでもないし、そのための知識を持ち合わせてもいないが、強姦が被害女性の「尊厳」を侵すものであり、被害女性のその後の人生を切り裂くものであるにもかかわらず、同じように暴行または脅迫を用いて「他人の財物を強取」した場合よりも、軽い程度の罰を科するということは、単純に比較して、女性の「性」が「財物」よりも軽視されているのではないかと、抵抗を覚える。

強姦は、加害者が被害者の「いつ、どこで、誰と、どのような性交をなすかなさないかを決定する自由としての、性的自由ないし性的自己決定権」を侵す罪である。それにもかかわらず、刑法上、強姦罪は、「社会的法益としての『性風俗』に対する罪」として規定されており³⁵、また、かつて強姦罪の保護法益は「貞操」であると解されていた³⁶。しかし強姦は、具体的な個人に対する犯罪であり、「性的自由ないし性的自己決定権」が強姦罪の保護法益であるというのが、現在の通説である³⁷。

(b) 自己決定権と強姦

性的自己決定権は「いつ、どこで、誰と、どのような性交をなすかなさないかを決定する自由」とされる³⁸。性交によって性的自己決定権を実現するためには、他者の存在が必要であるが、相手の意思、同意があるか否かを無視して、自己の権利を行使する場合、目的の実現には暴力が伴うだろう。このことから、性的自由は「行使するための積極的自由ではなく、望まないときには強制されない、拒否するための消極的自由」³⁹と解すべきである。したがって、常に互いの意思の合致の下に、その合意の範囲内で、いつ、どこで、誰と、どのような性交をするのかという自己決定権の実現が許されるのである。

強姦の保護法益を性的自己決定権・性的自由と解することによって、配偶者以外の者からの性的暴力だけでなく、配偶者からの性的暴力（夫婦間強姦）もまた、強姦罪に該当する可能性が生じる。たとえ夫婦であっても、相手の性的自由・性的自己決定権による意思決定を無視し、暴力を用いて性交を達成することは、やはり、女性の自己決定権を侵害していることに変わりはないと考える。婚姻関係においても、自己決定権は、「誰と」という自由を除くすべては、保護されなければならない⁴⁰。

強姦は、被害者である女性の未婚・既婚に関係なく、その者の性的自己決定権を侵害する行為である。強姦の被害者が、自分を「人間でなくなった」⁴¹というように、強姦罪はその後の人生を奪う重大な犯罪である。強姦罪の保護法益を個人の自己決定権だと解するのであれば、人権を侵されることが「恥」である、といったかつての誤った見方を、社会の構成員それぞれが見直さなければならないだろう。また、焦点とされるべきは、被害者の年齢や未婚・既婚の別、男性遍歴、落ち度ではなく、加害者が被害者の同意なく、性的暴力を行った点である。

先に、強姦罪の法定刑が強盗罪よりも軽い点を指摘した。しかし問題は、刑の長短よりもその内容でないかとも思う。先日アメリカのジョージア州で、1995年9月に起きた少女暴行事件の加害米兵のうち一人であった元米海兵隊員が自殺しているのが発見された。この元米海兵隊員は知り合いの女子大学生に性的暴行を加えた後絞殺し、自らも自殺していた。元米海兵隊員は、1995年の少女暴行事件について、日本で1996年に懲役6年6箇月の判決を受け、日本で5年間服役した後、米国へ帰国していた。⁴²日本における服役後、再び女性を強姦しており、日本における刑罰じたいにどのような意味があり、効果があったといえるのか疑問である。

また、国家の刑罰権の発動が、「被害者感情を吸収し、報復感情を昇華せしめる機能をも含まざるを得ない」⁴³ことから、女性や少女の性的自己決定権の要保護性や、個人的法益に対する侵害である点にも留意し、刑罰の内容も含め、強姦罪を見直す必要があると考える。

4. 軍隊の構造的暴力としての強姦

(1) 沖縄における軍隊による強姦

(a) 米軍構成員らによる復帰前の性的暴力事件

本稿では、強姦を性的自己決定権に対する侵害とし、日本国憲法下において、性的暴力をいかに考えるかを問題としているため、日本復帰前の沖縄における事例は、直接的には関連のないものである。しかし、沖縄における米軍構成員らによる強姦事件は、第二次世界大戦中の米軍による占領直後の強姦事件の延長線上にあり、現在も続いている被害であるため、後述の軍隊の構造的暴力としての女性に対する性的暴力との関連で、わずかに触れておく。

1945年3月26日の米軍の慶良間上陸、同年4月1日の沖縄本島上陸以降、沖縄では多くの女性や少女たちが、米軍構成員らによる強姦の被害にあってきた。

占領直後、米軍の野戦病院に入院している患者や、看護にあたる女性、農作業中や畑の行き帰りの女性など、多くの女性たちが米軍構成員らによる強姦の被害にあった。自宅や収容所、留置所などにおいて、女性や少女は家族や、留置所の看守、地域住民の目の前で強姦されるなど、非常に痛ましく、屈辱的な事件が多かったという。沖縄本島上陸から10箇月経ったころ（1946年1月）から、米軍構成員らの子と思われる赤ん坊が各地で次々に誕生した。これは米軍構成員らによる強姦の確かな証であった⁴⁴。

①沖縄における米軍構成員らによる強姦事件では、幅広い年齢の女性、少女がその被害にあっていることは先に述べた。1949年9月14日には、生後わずか9箇月の赤ん坊が、母親の顔見知りの米軍構成員によって強姦される事件が起きている⁴⁵。

②1955年9月3日、沖縄本島中部の嘉手納村（当時）において、6歳の少女（永山由美子ちゃん）が、嘉手納高射砲隊所属の米軍構成員に拉致、強姦された上、惨殺される事件が起きた（由美子ちゃん

ん事件)⁴⁶。この事件を当時の地元新聞は、「少女は暴行を受けた形跡がありシミーズは左腕のところまで垂れ下がり、口をかみしめたまま死んでいた」⁴⁷、「まるで鋭利な刃物で下腹部から肛門にかけて切り裂いたようだった」⁴⁸と、若い少女に対する犯行が、いかに残忍であったかを伝えている。

③この由美子ちゃん事件の1週間後の9月9日にもまた、9歳の少女が就寝中のところを米海兵隊員に拉致・強姦され重傷を負う事件が、具志川村（当時）で発生した⁴⁹。

戦中戦後の沖縄では、多くの女性や少女たちが、米軍構成員らによる強姦の被害に遇った。それは、赤ん坊も幼児も例外ではなかった。当時、沖縄に日本の法律の適用はなく、米軍構成員による犯罪は、軍律に違反するものとして、軍事裁判によって処理された。由美子ちゃん事件の加害米兵は、殺人罪、強姦罪、誘拐罪の三つの罪に問われ⁵⁰、死刑判決後、45年の重労働の刑罰を科せられた。また、9月9日の9歳の少女が強姦された事件の加害米兵は、終身刑が科せられた⁵¹。

(b) 米軍構成員らによる復帰後の性的暴力事件

①1995年9月4日、またしても若い少女が被害者になる事件が発生した。この事件のちょうど40年前の由美子ちゃん事件と時期が重なり、同じように若い少女が犠牲になったこともあって、この事件発生の一報は、由美子ちゃん事件の記憶をよみがえらせた。40年経っても、女性や少女にとって沖縄は、安心して生活できる環境にはなっていなかったのである。

この事件は、1995年の9月4日夜、3名の米軍構成員が、買い物帰りの小学生（当時12歳）の少女を殴って車に連れ込み、粘着テープで縛り上げるなどして、近くのビーチで強姦した事件である⁵²。事件の加害米兵ら3名のうち2名に懲役7年、被害者が若いことに気づき、暴行を止めた者1名に懲役6年6箇月が言い渡された⁵³。

この事件を契機として、沖縄では日米地位協定の見直し、米軍基地の整理、縮小、返還を求める声が高まった。沖縄では10月21日に県民総決起大会が開かれ、基地に反対する民衆の思いを強く示した。

このような流れを受け、日米合同委員会は、被疑者の身柄引き渡しについて規定する、日米地位協定17条5項(c)⁵⁴の運用改善について合意し、「一 合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的な考慮を払う。合衆国は、日本国が考慮されるべきと信ずるその他の特定の場合について同国が合同委員会において提示することがある特別の見解を十分に考慮する。二 日本国は、同国が一にいう特定の場合に重大な関心を有するときは、拘禁の移転についての要請を合同委員会において提起する。」（刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意（1995年10月））とした。この運用改善には、県民総決起大会において、度重なる米軍構成員・軍属による事件の場合に、合衆国側が被疑者の起訴前身柄引き渡しに応じるよう、民衆が強く求めたことも影響していると思われる。上記、少女暴行事件においても、被疑者は起訴前に身柄が引き渡されず、起訴後に日本当局に引き渡されていた⁵⁵。

しかし、米軍構成員らによる犯罪の処理手続きについての問題は、日米地位協定上の手続の不平等性だけではない。先に述べたように、日本の刑事法の手続きに則って下される判決じたいが、告発した被害者を満足させるものとはいえないという問題がある。アメリカABC放送が、少女暴行事件について「アメリカの軍事裁判だと、終身刑は間違いなかつただろう」と述べたという⁵⁶が、

日本における強姦罪についての刑罰と、アメリカ軍事裁判における刑罰との差は、日本が女性に対する性的暴力じたいを軽視してきたことも原因ではないかと思われる。

②少女暴行事件を契機としてなされた、米軍構成員らによる性的暴力に対する強い怒りの表明によって、その後の事件事故がなくなったわけではない。

その年（1995年）の12月には、14歳の少女が米軍構成員に強姦される事件、また、スナック従業員の女性2名が米軍構成員に強姦される事件が起きている。1996年には2件の強姦事件、1997年には強姦未遂事件1件と、強姦事件が1件発生した。1998年には強姦事件1件、2000年には、1件の強姦未遂事件と1件の準強姦わいせつ事件、強姦事件が1件発生している。2001年には、女子高校生が米軍構成員による強制わいせつ事件の被害に遭い、強姦事件も1件発生した（以下に詳述）⁶⁷。

③2001年6月29日の米軍構成員による強姦事件は、沖縄県北谷町の娯楽施設や飲食店が立ち並ぶ、通称「アメリカンビレッジ」で発生した。深夜2時の駐車場で、帰宅途中の20代の女性に対し、米軍構成員が急に襲いかかり、被害女性が「ノー、ノー」、「ストップ」と言いながら、激しく抵抗し、なんとか逃げようと体を起こそうとするのを、加害米兵が車のボンネットに被害女性の体を押し付けて、無理やり性行為を続けたという事件であった⁶⁸。

被害女性が、この強姦被害を警察に通報するにあたり、最も障害となったことは、名前が世間に公表され、職場に知られるのではないかという点であった⁶⁹。そのようなことがないとわかり、警察に通報したのであるが、事件発覚後、このような被害女性の気持ちをまったく考慮せず、報道が過熱化した。

ある週刊誌の女性記者が被害女性の職場に電話をかけ、（訴えたのは）「お金が目当てでしょう」と、被害者の心情をまったく無視した質問をしたり、事件が深夜の繁華街で起きたことから、被害者の落ち度を非難する記事が週刊誌や米国メディアで報道され、被害者は強姦の被害にあった上に、報道によっても傷つけられた。セカンド・レイプの状況であった。

また、公判における加害米兵の弁護人による被害女性に対する尋問では、「車のボンネットに手をつけて立っていた状態は、背後から性交渉するよう誘っていたのではないか」⁶⁹、「あなたは『アメジョ』ですか」などの質問がなされ、また「『ノー』とは言ったが『ヘルプ』とは言わなかった」⁶¹ことを問題とした。

このような加害者の弁護人による質問は、「アメジョ」が、女性を蔑視する俗語であることから、被害女性に対する人権侵害にあたりと批判された⁶²。この事件において、深夜に外出していたことや、駐車場における被害者の立ち振る舞いによって、被害者が加害米兵を誘惑していたかのような、被害者の「落ち度」を追及する質問が、加害者の弁護人からなされ、またマスコミからも被害者の心情を無視した報道があった。これは、被害者の男性遍歴や落ち度などを持ち出すことによって、「そのような女性は強姦されてもしょうがない」というような、加害者の行った罪から目をそらす作用があるように思う。事件の核心は、「ノー、ノー」と言って抵抗する女性に暴力をふるいながら、性行為を強要したことである。この事件における上記のような報道や追及は、やはり男性が女性を犯すことが許される、日本の性風土・性文化の影響であろうか。

このように無情な非難に耐えながら、この裁判で被害者が勝ち取った判決は、加害米兵にわずか2年8箇月の懲役を言い渡すものであった。この判決に対し、被害者は「私が言ってきた事実が認められた」としながらも、「婦女暴行という犯罪に照らすと非常に短い気がする」⁶³と述べた。

被害女性が指摘したように、2年8箇月の懲役刑は、被害女性が、自分の受けた被害を訴えたときに、受忍させられる誹謗や中傷などの根拠のない「罰」、弁護人の心無い質問などの精神的苦痛に比して、軽い。また、女性や少女の人権を侵害したという視点の欠如を思わせる。

④その後、2002年11月2日に具志川市で起きた、キャンプ・コートニー所属の米軍少佐による、暴行未遂事件では、「少佐」という地位のある米軍構成員が罪を犯したことで、県議会米軍基地特別委員会において、議員が被害女性について、「女性は沖縄に来て何年ぐらいたつのか」、「独身か」、「酒を飲んでいなかったのか」⁶⁴といった、女性が自己の意思に反して、姦淫を迫られたという事件の本質とはかけ離れた質問をしたことが問題となった。県議会米軍基地特別委員会における質問は、被害女性の男性履歴や、被害者に落ち度がなかったかを探るものであり、2001年に起きた強姦事件における被害者の心情に配慮しない、加害者である男性よりも被害女性を責めようとして視点をそらす点で共通している⁶⁵。

⑤2003年5月25日には、キャンプ・ハンセン所属米海兵隊上等兵が、友人と金武町内の飲食店にいた初対面の女性を店の外へ連れ出し、民家横の通路で顔面を殴った上、強姦し、全治三週間の怪我を負わせる事件が発生した⁶⁶。加害米兵は、事件当時、妻と離れた沖縄勤務であり、イラク戦争へ出兵し、イラクでの駐留期間が延長されたために、性的に満たされておらず、自己の性欲を発散するために、抵抗する女性の顔面を殴り、姦淫を強行したとのことである。加害米兵には懲役3年6箇月の実刑判決が下された⁶⁷。

⑥さらに、2004年8月22日には、嘉手納基地内の空軍物資販売所勤務の米軍属が、深夜民家に侵入し、20代の女性を強姦する事件が、北谷町で発生している⁶⁸。

⑦このように、沖縄では復帰以降も、米軍構成員らによる、女性や少女に対する強姦、強姦未遂、強制わいせつなどの性的暴力事件が発生している。このような事件は、金武町、北谷町、具志川市、沖縄市など、米軍基地を抱える中部の市町村に多く発生している。

そして、前述の事例において、被害者が小学生などの少女ではなかった場合には、被害者を傷つける過熱報道や、被害者の落ち度を指摘する中傷など、強姦の被害に遭った者の人権を非常に軽視し、逆に責める報道、弁護人による追及、議員などの発言が多いことに気づく。これは、守られるべき女性の性的自由・性的自己決定権が、人権として認識されていないためではないだろうか。被害者も事件を告発することによって、自己の受けた被害が世間に知られるところとなり、被害に遭ったことじたいが「恥」であるとして、告発の影響を恐れている。そのような被害者の感情を考慮せず、報道が激化し、被害者が精神的に追い込まれ、セカンド・レイプの状況を引き起こしている。

強姦された事実が、被害者の「恥」であるという根強い思想、他の犯罪において追及されないような被害者の「落ち度」の存否に重きを置くことは、加害者の罪から目をそらし、許す、日本の女性を蔑視した男性中心のセクシュアリティに起因していると思われる。強姦罪の被害者、加害者を取り巻く状況、被害者が告発しやすく、セカンド・レイプによって再び被害者が傷つくことのない環境を形成する必要性を強く感じる。

(2) なぜ軍隊は強姦するのか

- (a) 今日も依然としてなくならない米軍構成員らによる性的暴力は、軍隊の構造的暴力、軍

隊の性質による暴力である⁶⁹との指摘がなされることが多い。そうであるとすれば、米軍構成員らによる性的暴力は、軍人ではない者による性的暴力とは性質を異にし、広大な米軍基地を抱える沖縄では、基地を受け入れていることによって、性的暴力を受ける危険性をも受け入れるということではないだろうか。

(b)紛争下における性的暴力

武力紛争下では例外なく女性や少女に対する性的暴力が行われる。これは強姦が「武器の一つ」として考えられているからだという。

例えば、強姦は、敵の民族を押しさえつける目的、または、敵の民族のアイデンティティを「生物学的に“不純化”」する目的で行われる（インドネシア軍が東ティモールの女性たちに行った拷問）。また、旧ユーゴの内戦において行われた強姦の理由は、「敵の財産（女性）を侮辱し、破壊することで力を感じ、自分の民族の優越性を感じるから」であった。⁷⁰さらに、グアテマラにおける内戦で、女性や少女への性的暴力は、①兵士の戦利品、「兵士に対する賞品、兵士たちが戦争に参加することへのご褒美」とされた。また、②女性の肉体が男性の「財産」とみなされているために、「探している人物が見つからない時、その妻や娘を強かんする」というように、女性の肉体が、代償、見せしめとして利用され、それを侵害することが「勝利の印」として使われた。③「言うことを聞けば息子を殺さない」、「俺のものになればお前の命は助けてやる」というように、女性の肉体が家族や自分自身の命を救うための「交換貨幣」としての意味を持っていたという⁷¹。

武力紛争下における兵士たちによる、敵側の女性に対する性的暴力は、平和時における男性の女性に対する性的暴力が極端に現れたものであると指摘されている⁷²。家庭内における夫の妻に対する性的暴力や、商品として女性性を買う売買春などは、男性中心のセクシュアリティ観の中で、女性を蔑視した結果起こる平和時における性的暴力であり、それが紛争下では、侵略の武器としての強姦、従軍慰安婦に対する性的暴力へ繋がるということであろう。このように、紛争時における性的暴力と平和時における性的暴力や売買春は、基礎を同じくしている。

(c) 軍隊における教育の影響

また、武力紛争を想定して行われる軍隊における教育は、「目標に対する攻撃性を最大限に発揮し、危険を前にしても恐怖感を抑えて、より暴力的に立ち向かう『雄々しさ』を兵士に徹底的に身につけさせ」ることであり、「男性的価値を徹底的に強調すると同時に『女性的』とされる特性への嫌悪と排除が行われることで、最大限の攻撃性と暴力性を発揮し得る兵士がつくられる」という⁷³。このように、兵士たちは女性性を徹底的に排除する教育を受け、日々敵を「いかに殺すか」を学ぶ。元米海兵隊員でベトナム戦争へ出兵した男性は、ベトナムへ行く途中、沖縄にあるキャンプ・ハンセンに駐留し、実弾や戦車、ヘリコプターを使って、出兵直前の実践的な訓練をしたという。そこでは、「如何にして人を殺すかというトレーニングが行われて」おり、昼間、人を殺すための訓練を積み、夜は基地外へ酒、喧嘩、女を求めて外出したとのことである。そして、暴力の訓練を受けた者たちは、基地内で訓練した暴力を使うのではなく、「街に繰り出して行って、そこでの暴力を使う」と述べている⁷⁴。基地内で培った暴力は、基地外の街、沖縄の住民居住地域で使われるのである。

(d) 軍隊の構造的暴力としての強姦は軍人でない者による強姦と同視できるか

徹底した女性性の排除と嫌悪、そして日々人を殺す訓練を積んでいる軍隊の構成員たちは、基地外の住民居住地域で暴力を振るう。その暴力の受け皿となるのが、あらゆる年齢層の沖縄の女たちである。沖縄における米軍構成員らによる強姦などの性的暴力は、日ごろの訓練によって、女性性を徹底的に排除するために、暴力のはげ口が蔑視の対象である女性や少女に向けられた結果だと考えられる。軍隊は、女性や少女を強姦する危険を常にはらんだ集団であると考えられる。そのような軍隊組織とわれわれ沖縄の住民は、もう60年以上も共存しているのである。

米軍の沖縄上陸直後の占領下における、女性や少女に対する性的暴力は、武器としての強姦、戦利品としての強姦ではないかと考える。その後、現在に至るまでの多数の強姦は、米軍基地内において培った暴力のはげ口として、女性や少女に向けられたものである。これは、平和時における男性の女性に対する性的暴力の延長線上にあることに加え、敵対する者を武力によって征服することを目的とした組織である軍隊の性質に由来する暴力であると考えられる。このような性質を持つ軍隊による性的暴力は、軍隊が常に戦争を想定した、殺戮訓練をする組織であることから、平和時における軍人でない者による性的暴力とは基礎を同じくするものの、同一であると解することは困難である。

(3) 軍隊の構造的暴力からの性的自己決定権の保護

紛争下における男性の女性に対する性的暴力は、平和時におけるその延長線上にある。前述の元米海兵隊員の証言から、沖縄の抱える米軍は、常に戦争を前提とした実践的訓練をしていることがわかる。そうであれば、在沖米軍は、常に紛争下に類似の状況が起こりうる危険性をはらんでいるといえないだろうか。

日本国憲法下において、米軍基地を保有することじたいが憲法に違反するのではないかという根本的な疑問があるが、ここではその点は検討しない。在沖米軍の機能が固定化・強化されようとする現状において、女性や少女の性的自己決定権をいかに保護するかを考えたい。

今年（2006年）5月2日、日米両政府は在日米軍再編最終報告を取りまとめた。米軍再編において、日米両政府は「日米安全保障関係を中核とする日米同盟は、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障の要である」としている⁷⁵。「日本の安全・・・にとって不可欠の基礎」である日米安全保障関係を中核とする日米同盟のために、日本は日米安全保障条約第6条第1項⁷⁶に基づいて、米軍基地として用地を提供している。日本全体の安全のために広大な在沖米軍基地がある、これは上記の日米両政府による米軍再編最終報告から読み取ることのできる、日本政府の見方である。そして、その米軍基地が、軍隊の構造的暴力としての女性や少女に対する性的暴力の危険を内包した集団なのである。

米国への「基地の提供者は日本政府であり、それに伴う駐留兵力の規模も政府の決定である。米兵の基地外における行動の自由を保障しているのも政府なのだから、その解決について政府に責任があるのは当然ではないか」⁷⁷、国家の政策として、国家全体の安全のために、特定の地域に基地を押し付けるのであれば、その基地があるが故の弊害についても国家に責任の所在を見出すことは可能ではないだろうか。

米軍基地周辺における軍隊構成員らによる性的暴力は、軍隊の構造的暴力であり、軍人でない者による性的暴力と基礎を同じくするものの、異なる性質を有する。日本国は国家の安全保障政策として、平和憲法下であっても、他国の軍隊を広範囲に受け入れている。そのために、基地受入地域では、軍隊構成員・軍属による性的暴力によって、多くの女性や少女たちが性的自己決定権、性的自由を侵害され、犠牲になっている。日米関係の維持・強化ために、国民の「尊厳」が奪われる犯罪を野放しにして良いはずはない。

5. おわりに

本稿では、伝統的に軽視され、または許されてきた、男性による女性や少女に対する性的暴力が、性的自己決定権（憲法第13条後段）を侵害するものであることを指摘した上で、その加害者が軍隊構成員である場合には、軍隊の構造的暴力としての性的暴力であり、国家の責任を追及する可能性とその必要性を示唆した。

女性や少女に対する性的暴力の問題は、女性を蔑視する伝統的な見方からの脱却が必要であり、女性や少女を性的に侵すことが許される性風土を否定し、性的暴力の加害者を決して許さない、男性による女性性の陵辱を決して許さない方向への再構成が必要である。

また、強姦罪の保護法益を性的自由・性的自己決定権とする場合、憲法上、幸福追求権が「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（憲法第13条後段）と規定されていることから、公共の福祉の概念を持ち出して性的自己決定権を、制限し得ると考えるのは妥当ではない。性的自己決定権は、他者に性行為を強要されない消極的自由だと考えるからである。他者の性的自由・性的自己決定権の積極的行使との関係で、相手方（女性）の性的自由・性的自己決定権が制限されるとすれば、「いつ、どこで、誰と、どのような性交をなすかなさなかを決定する自由」である性的自己決定権を、幸福追求権の一つとして認めたことの意味を失わせると考える。

性的暴力の被害者たちは、性的暴力を受けたことが「恥」であるという社会的思想が根強いために、自己を「汚れた」、「人間としての価値がない」として責め、被害を告発することができずにいる。また、被害者が訴えたとしても、その「落ち度」を指摘されセカンド・レイプに傷つくことがあり、性的暴力を告発しにくい社会的環境にある。性的暴力を、性的自己決定権・性的自由という人権に対する侵害であると規定することができたとしても、社会における伝統的な見方は容易には変わらない。性的暴力の被害者を、自分の延長線上で捉えること、または自分の妻や娘、姉や妹の延長線上で捉えることによって、被害にあった者をさらに傷つけるような文化は徐々に薄れていくのではないかと考える。また、薄れさせなければならない。責められるべきは、被害女性ではなく、加害者の行為なのだから。

沖縄では、米軍構成員らによる、強姦等の性的暴力事件が米軍の沖縄上陸以降、現在まで続いている。被害者たちは世間の冷たい視線に晒されながら、孤独の中で裁判を闘ったとしても、加害者は被害者の苦痛と均衡がとれるだけの刑罰を科されるわけではない。被害者は、自分の主張が認められた。正しいことが認められた、という満足感を得るにすぎない。そして、1995年の少女暴行事件の加害米兵が、日本における服役後、再び女性を強姦したことから、刑罰の内容も問われなければならない。

軍隊を抱える沖縄における、軍隊構成員らによる性的暴力事件は、軍人ではない者の引き起こす性的暴力事件と、基礎を同じくするものの同様に考えることはできない。なぜならば、軍隊構成員たちは、平和時においても人間をいかに殺すかという、暴力的な訓練をしている集団である。その訓練の過程で、女性性を激しく否定する。基地内で培った暴力が、平和時の基地外で、女性たちに対する性的暴力として現れるのである。

女性や少女に対する性的暴力の問題は、社会を根本から見直さなければならないような、我々の伝統的意識の変革を要求する。そして、軍隊の構造的暴力としての性的暴力には、問題の根本的解決の責任が国家にあるのだから、女性や少女の性的自己決定権・性的自由の侵害に対する対策、いかに保護するかについて、国家の責任を追及し得る余地が多分にあると考える。

註

- ¹ 沖縄県編『沖縄苦難の現代史』（岩波書店 1996年8月）26頁。基地・軍隊を許さない行動する女たちの会『沖縄・米兵による女性への性犯罪（1945年4月～2004年8月）』第7版（基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 2004年12月）1頁。
- ² 沖縄タイムス1995年10月2日夕刊。
- ³ 大辞林第2版（三省堂 1995年11月）。
- ⁴ 沖縄タイムス1995年10月2日夕刊。
- ⁵ ①個人の尊重と人間の尊厳は異なる。人間の尊厳は人格的価値を重視し、不可侵であるが、個人の尊重は個人に力点がおかれ、国家によって制限されるとする見解（ホセ・ヨンバルト『人間の尊厳と国家の権力』（成文堂 1990年4月）77～86頁）。②人間の尊厳は人格主義の側面が強く、個人の尊厳は国家に対する個人の優越という意味で個人主義を強調するという見解（青柳幸一『個人の尊厳の人間の尊厳』（尚学社1996年5月）31～38頁）。③人間の尊厳、個人の尊厳の両者は、力点の置き方に違いがあるとしても、結局は一人ひとりの個人を人間として尊重することが国家の基本的責務である点で同じ内容を持っているとする見解（山内敏弘「生命権と人間の尊厳」山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社 2005年4月）101頁）。
- ⁶ 大藤紀子「自己決定権とプライバシー権」山内敏弘編『新現代憲法入門』（法律文化社 2005年4月）106・107頁。
- ⁷ 沖縄タイムス2006年5月2日朝刊「在日米軍再編最終報告（全文）」。
- ⁸ 高里鈴代「声を上げようー新たな暴力を生み出させないために～軍隊の構造的暴力にさらされた60年～」『季刊軍縮地球市民』No.2（明治大学軍縮平和研究所 2005年9月）108頁。
- ⁹ 山本真里『『東アジアの軍事基地と女性』集会ー歴史と現在を問うー』『女性・戦争・人権』第5号（『女性・戦争・人権』学会学会誌編集委員会 2002年12月20日）161頁（浦崎成子「沖縄の米軍と女性」より）。
- ¹⁰ 西野瑠美子「告発から責任者処罰へ」『アジアに生きる女たちの21世紀』第17号（『女たちの21世紀』編集委員会編 アジア女性資料センター）21頁。日本軍「慰安婦」問題と関連して、ジュネーブ条約第27条が女性に対する暴力を「名誉」に関する罪としている点について、オランダの国際法学者ファン・ボーベンの述べた言葉に基づく指摘。
- ¹¹ 源淳子「日本仏教と性風土」『アジアに生きる女たちの21世紀』第9号（『女たちの21世紀』編

- 集委員会編 アジア女性資料センター 1996年12月) 12頁。
- ¹² 高里鈴代 前掲注8 111頁。
- ¹³ 金富子「韓国における性暴力～見たこと・聞いたこと～」『アジアに生きるわたちの21世紀』第9号(『わたちの21世紀』編集委員会編 アジア女性資料センター) 78頁。
- ¹⁴ アフガニスタンについて、三輪二葉「アフガニスタンの女性に対する暴力」『アジアに生きるわたちの21世紀』第24号(『わたちの21世紀』編集委員会編 アジア女性資料センター 2000年)で、「アフガニスタンの伝統的社会においては、処女性が重んじられ、強かんされることは純潔と尊厳を失うものとみなされている。そして死ぬことでかろうじて尊厳を守ることができると少女自身も家族も考えている。強姦されて生き続けることは大きな恥なのである」。47頁。
- ¹⁵ 東ティモール人権センター「東ティモールの女性が経験したこと」第24号(『わたちの21世紀』編集委員会編 アジア女性資料センター 2000年)「強姦や性暴力の事件のうち報告されているのは一部にすぎず、総数ははるかに多いと考えている。被害女性は、強姦や性暴力は自分と家族の恥だと信じているので、被害を報告しようとはしない。」57頁。
- ¹⁶ 甲斐田万智子「沈黙していた女性たちの声を聞く インド・パキスタンの分離独立における女性に対する性暴力」第24号(『わたちの21世紀』編集委員改変 アジア女性資料センター 2000年)(レイプの被害にあった少女たちは家族に、)「"性質"が汚され、もう何の価値も残っていないといわれた」。異教徒の男性に身内の女性が強姦されることは、名誉を汚される、非常に屈辱的なことであるため、「その屈辱を避けて集団の名誉を守るため(=わたちの純潔を守る)ため、男たちは身内の女性たちを抹殺したのである。多くの場合、女性たちは自ら命を絶たねばならなかった」。62・63頁。
- ¹⁷ 高里鈴代『沖縄のわたち 女性の人権と基地・軍隊』(明石書店 2003年4月) 110・163～166頁。
- ¹⁸ 高里鈴代 前掲注17 110頁。
- ¹⁹ 高里鈴代 前掲注17 165頁。
- ²⁰ 源淳子 前掲注11 10～12頁。
- ²¹ 源淳子 前掲注11 10～12頁。
- ²² 源淳子 前掲注11 10～12頁。
- ²³ 源淳子 前掲注11 10～12頁。
- ²⁴ 源淳子 前掲注11 10～12頁。
- ²⁵ 源淳子 前掲注11 10～12頁。
- ²⁶ 中山研一『概説刑法Ⅱ補正版』(成文堂 1998年3月) 71頁。
- ²⁷ 売買春の問題や、墮胎の自由の文脈で議論されることが多い。
- ²⁸ 芦部信喜『憲法第三版』(岩波書店 2005年5月) 120頁。
- ²⁹ 大藤紀子 前掲注6 108頁。
- ³⁰ 生命権を幸福追求権と分離する説もある(山内敏弘 前掲注5 95～105頁参照)がここでは省く。
- ³¹ 芦部信喜 前掲注28 114頁。
- ³² 芦部信喜 前掲注28 115頁。
- ³³ 芦部信喜 前掲注28 120頁。

- ³⁴ 「女性や少女の性的自己決定権や性的自由の問題として援助交際」、売買春などを容認する傾向もある。「性」の売買には、「性支配構造のなかでの女性の身体の搾取や性的商品化・市場化の問題」がある。「性業女性（セックス・ワーカー）の職業選択の自由の問題と同様、性支配・経済的支配構造を背景にした強制的な人格権侵害、あるいは自己決定権の仮面を借りた人間の尊厳侵害の問題」として、構造論的に解明すべき課題であると指摘されている（辻村みよ子「男女共同参画社会と『女性の人權』『ジュリスト』2001年1月1・15日合併号No.1192（有斐閣2001年1月）72頁）
- ³⁵ 中山研一前掲26 71頁。
- ³⁶ 森川恭剛「規範のゆがみと強姦罪の解釈」『琉大法學』第68号（琉球大学法文学部 2002年9月）28頁。
- ³⁷ 谷田川知恵「性的自由の保護と強姦処罰規定」『法学政治学論究』第46号（慶応義塾大学大学院法学研究科内法学政治学論究刊行会 2000年9月）508頁。中山研一前掲26 71頁参照。
- ³⁸ 谷田川知恵 前掲注37 508頁。
- ³⁹ 谷田川知恵 前掲注37 522頁。
- ⁴⁰ 谷田川知恵 前掲注37 520～521頁。
- ⁴¹ 高里鈴代 前掲注17 6頁。
- ⁴² 沖縄タイムス2006年8月25日朝刊。
- ⁴³ 谷田川知恵 前掲注37 524頁。
- ⁴⁴ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 前掲注1 1～3頁。
- ⁴⁵ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 前掲注1 13頁。
- ⁴⁶ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 前掲注1 17頁。
- ⁴⁷ 沖縄タイムス1955年9月4日夕刊。
- ⁴⁸ 安里英子「米軍政下にもみる子どもと女性の人権—陵辱される生命」『ピープルズ・プラン研究』vol.3-no.4（通巻10号）（ピープルズ・プラン研究所 2000年9月）32頁。
- ⁴⁹ 沖縄タイムス1955年9月11日夕刊。
- ⁵⁰ 琉球新報1955年9月16日夕刊。
- ⁵¹ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 前掲注1 17頁。
- ⁵² 琉球新報1995年9月8日夕刊、1996年3月7日朝刊。
- ⁵³ 琉球新報1996年3月7日朝刊。
- ⁵⁴ 日米地位協定第17条5項(c)「日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行うものとする。」
- ⁵⁵ 琉球新報1995年9月29日夕刊。
米軍構成員・軍属による事件では、日米地位協定に基づく処理がなされるため、日本の裁判所への公訴提起前に、日本側へ被疑者の身柄が引き渡されない場合が多い。被疑者の起訴前身柄引き渡しを、多くの事例において要求してきたが、引渡しを実現しない背景には、日本の警察の取調べが密室で、しかも弁護士の立会いを認めない状況で行われる点で、アメリカ国民の権利が不当に侵害されるのではないかという、日本の刑事制度に対する不信感があるためであり

(沖縄タイムス2001年11月9日夕刊)、日本が改善すべき問題が含まれている。

- ⁵⁶ 上里和美「キーストーン・アイランドの女たち」ゆいまーるセミナー編『オキナワ 女たちは今』（ドメス出版 1997年1月）44・45頁。
- ⁵⁷ 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会 前掲注1 23・24頁。
- ⁵⁸ 沖縄タイムス2001年9月11日夕刊、同年10月30日夕刊、同年11月8日夕刊。
- ⁵⁹ 沖縄タイムス2001年11月9日夕刊。
- ⁶⁰ 沖縄タイムス2001年10月22日夕刊。
- ⁶¹ 沖縄タイムス2001年10月23日朝刊。
- ⁶² 沖縄タイムス2001年10月23日朝刊。
- ⁶³ 沖縄タイムス2002年3月28日夕刊。
- ⁶⁴ 沖縄タイムス2002年12月7日朝刊。
- ⁶⁵ この事件において、米軍少佐は懲役1年、執行猶予3年の刑に処せられた（沖縄タイムス2004年7月9日朝刊）。
- ⁶⁶ 沖縄タイムス2003年7月24日夕刊。
- ⁶⁷ 沖縄タイムス2003年9月12日夕刊。
- ⁶⁸ 沖縄タイムス2004年10月16日朝刊。基地・軍隊を許さない行動する女たちの会前掲注1 24頁。
- ⁶⁹ 由井晶子「95～96年オキナワの女たち」ゆいまーるセミナー編『オキナワ 女たちは今』（ドメス出版 1997年1月）183頁において、「米兵個人の犯罪ではなく、軍隊の組織的暴力」とされている。また、高里鈴代 前掲注8 112・113頁において、少女、女性に対する、米兵による強姦についての文脈の中で、「過重な基地・軍隊の存在によって沖縄の人々、女性、子どもたちの安全、安心が犯され続けてきた」として、軍隊の構造的暴力について述べられている。
- ⁷⁰ 松井やより「武力紛争と女性—暴力の被害者から平和の創り手へ」『女たちの21世紀』編集委員会編『女たちの21世紀』No.24（アジア女性資料センター 2000年10月）42・43頁。
- ⁷¹ 新川志保子「内戦下の女性への暴力グアテマラ」『女たちの21世紀』編集委員会編『女たちの21世紀』No.17（アジア女性資料センター 1999年1月）83頁。
- ⁷² 新川志保子 前掲注71 84頁。
- ⁷³ 竹下小夜子「女たちの怒り」ゆいまーるセミナー編『オキナワ 女たちは今』（ドメス出版 1997年1月）77・78頁。
- ⁷⁴ アレン・ネルソン著、沖縄国際大学広報委員会編『沖国大ブックレットNo.13 元海兵隊員の語る戦争と平和』（沖縄国際大学広報委員会 2006年5月）6～11頁。
- ⁷⁵ 沖縄タイムス2006年5月2日朝刊、在日米軍再編最終報告（全文）。
- ⁷⁶ 日米安全保障条約第6条第1項「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」。
- ⁷⁷ 高里鈴代 前掲注8 110頁。